インターネット消費者取引研究会・第7回 (平成23年2月10日)資料

# いわゆる決済代行問題の考え方について

平成23年2月10日 消費者庁

# 目次

<b>決済代行問題を巡る議論・・・・・・・・・・・・・・・・・2</b>
決済代行問題の実情と対応の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(参考1)PIO-Netに寄せられた決済代行業者を介在した 取引に関する相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(参考2)出会い系サイトにおけるクレジットカード決済で 利用されている決済代行業者に関する実態調査・・・1
(参考3)決済代行業者の種類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(参考4)実際に消費者トラブルが発生している出会い系 サイトの一例・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

## 決済代行問題を巡る議論

### これまでの指摘・議論

### 〇消費者委員会提言(平成22年10月22日)(抜粋)

「現在、問題となっている事例の多くでは、ネット事業者の表示する決済に関する画面上、決済代行業者が決済取引に介在していることや当該事業者の連絡先が明示されていないため、(略)被害救済が困難になっている。

したがって、特定商取引法の規定を見直し、通信販売業者の表示義務事項として、決済代行業者を経由した決済である旨や当該事業者の連絡先などを追加する措置を講じることが必要である。」

### ○消費者庁・インターネット消費者取引研究会における主な議論

- 消費者に広報・啓発すべきことは、出会い系サイトへの注意にプラスして海外決済代行業者を利用した悪質な手法があること。
- 出会い系サイトや情報商材サイトのかなりの事業者が悪質なことをしているから消費者が被害にあっているので、決済代行事業者が悪いことをしているのではないのではないか。
- 表示については、加盟店の啓発ということでも意義がある。ただ、表示だけでは効果が疑問であり、決済代行業者の登録制や、カード会社と包括加盟店契約をしている旨を表示するといったことをセットでやることで効果が上がってくるのではないか。
- 表示を義務づけることについては、消費者の行動に対してどういう効果があるかは疑問。
- ・ 表示を義務づけることについては、国際ブランドルールを守らせるツールとして考えてみる余地 はあるのではないか。

# 決済代行問題の実情と対応の方向

### 実態調査の結果

- 決済代行業者を介在した取引に関し消費生活センターに寄せられた相談は551件(2010年6月~10月)。うち、最初にカード会社・決済代行業者・サイト業者に問い合わせしたものが約3分の1の176件。(残り約3分の2は、消費生活センターに直接寄せられたもの。)
  - 176件中、決済代行業者に相談・対応を求めるに至ったものが、70件。70件中、請求停止、サイト業者に係る情報提供などの対応を得られたものが、18件。【参考1】
- また、迷惑メールを送りつけるなどの情報が寄せられた出会い系サイトが利用する決済代行業者 (128件、13社)について(財)日本産業協会が調査したところ、8社は日本国内に拠点。また、全て のサイトで代行業者名の記載あり。他方、ドル決済又は為替変動についてサイトに記載があったの は、107件(83.6%)。【参考2】

### 調査結果の示唆

- 個々の問題の解決のためには、まず、決済代行業者の問い合わせ先がより明らかに示されることが重要。
- 出会い系サイトで利用されている決済代行業者は、海外だけでなく、国内決済代行業者も多い。
- 決済代行業者に関する表示がまったくされていない訳ではない。

#### 消費者がトラブルを回避できるように、

- ① トラブルの多いサービスに関する情報を提供し消費者に注意を促すことが何よりも重要。
- ② 悪質販売事業者に対する取締り等の強化が不可欠。 併せて、

# ③ 決済代行業者に関する取引について、消費者や関係者に明らかにされることを徹底することが重要。

→ このため、(i)個々の決済代行業者による判断と取組を促すとともに、(ii)これらの取組が消費者や関係者にとって分かりやすく示されるように仕組みを整えることが重要。

# (参考1)

# PIO-Netに寄せられた決済代行業者を介在 した取引に関する相談について

# 1. 概要

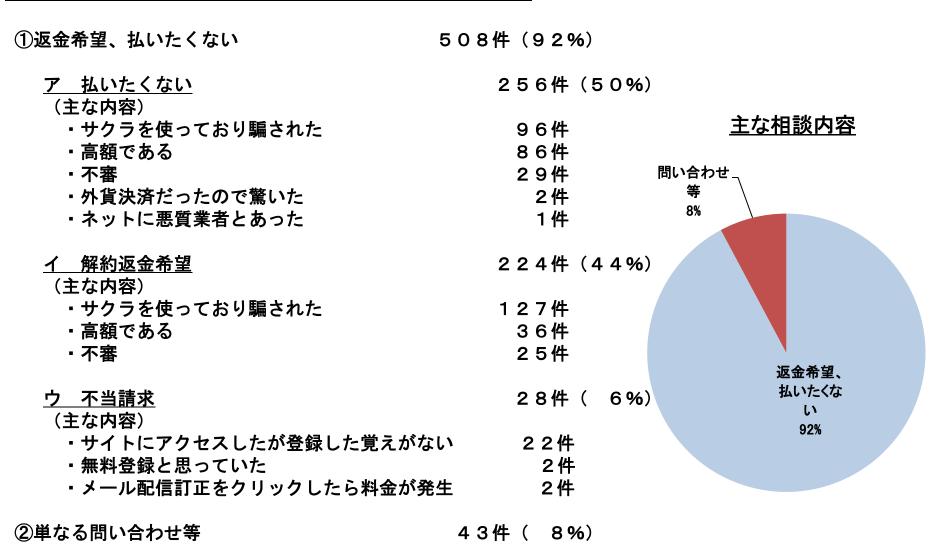
2010年6月~10月に全国の消費生活センターに寄せられた(PIO-Net に登録された)クレジットカードに係る決済代行業者を介在した取引に係る551件の苦情・相談について、消費者が最初に相談した先やその結果等に関する分析を実施。

## 2. 利用したサイト

主な商品・役務 その他 内職サイト アダルトサイト (占い、懸賞、 ●消費者が利用した商品・役務(551件の内訳) ゲームサイト 2% 等) 競馬情報」 8% 4% ①出会い系サイト 393件(71%) 情報商材 ②商品等一般 39件(7%) (パチンコ等) ③情報商材(パチンコ等) 32件(6%) 6% 4競馬情報 20件(4%) 商品等一般」 ⑤内職サイト 11件(2%) 出会い系サイ 7% ⑥アダルトサイト 10件(2%) F 71% その他 46件(8%) 占いサイト、懸賞サイト、ゲームサイト等

# 3. 相談の内容

●消費生活センターへの主な相談内容(551件の内訳)



# 4-1 消費者の相談先

●消費者の最初の相談・問い合わせ先(551件)

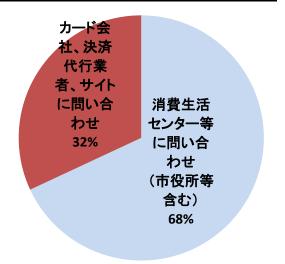
<u>〇カード会社等(カード会社、決済代行業者、サイト等)に問い合わせ</u> 176件(32%)

〇消費生活センター等に問い合わせ(市役所等含む) 375件(68%)

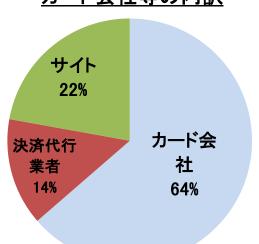
●最初にカード会社等に問い合わせしたもの(176件)の内訳

○最初にカード会社に問い合わせ1 1 2件(6 4%)○最初に決済代行業者に問い合わせ2 5件(1 4%)○最初にサイトに問い合わせ3 9件(2 2%)

### 消費者の最初の問い合わせ先

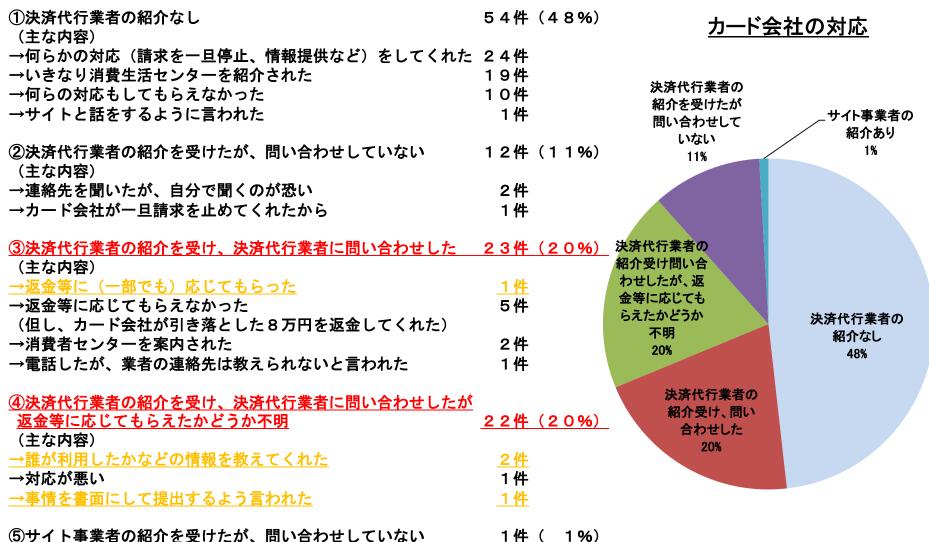


### カード会社等の内訳



# 4-2 最初にカード会社に相談した結果(カード会社の対応)

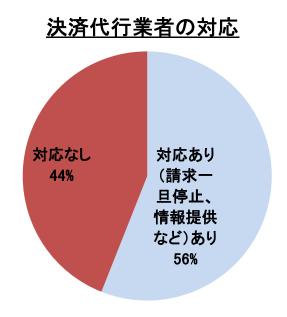
### 〇最初にカード会社に相談した結果(112件)



# 4-3 最初に決済代行業者に相談した結果(決済代行業者の対応)

## ○最初に決済代行業者に問い合わせ(25件)

<u>①対応あり(請求を一旦停止、情報提供など)</u>	<u>14件(56%)</u>
(主な内容)	
→事情を話し、調査をしてもらうことになっている	4件
→解約返金依頼に対して「わかりました」と言われた	3件
→「調査する」という回答を得た	2件
7、明日3の1007日日で177	<b>4</b> IT
②対応なし	11件(44%)
(主な内容)	
〜消費生活センターを紹介された	4件
	• •
→サイトに相談するように言われた	3件
→請求金額の案内テープが流れた	1件
→サイト業者の名称と住所は決済代行業者も知らないと言われた	1 件



# 4-4 最初にサイト業者に相談した結果(サイト業者の対応)

21件 (70%)

### ○最初にサイト業者に問い合わせ(39件)

**①対はた**1

<b>①対応なし</b>	3 1 17 ( / 9 %)
→カード会社と相談するように言われた	O件
→解約返金拒否	
(利用したのだから支払ってくれ等)	3 1 件
(利用したのだがら又払うてくれ等)	3 I IT

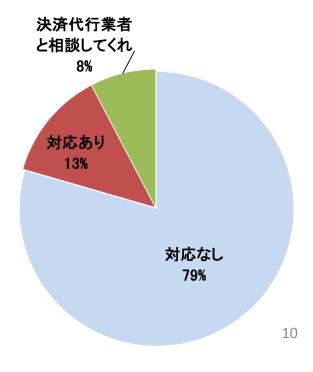
②決済代行業者と相談するように言われたが 決済代行業者には問い合わせしていない 3件(8%)

③決済代行業者に相談するように言われたので 決済代行業者に問い合わせした O件

④対応あり→費用を免除してくれた5件(13%)1件

→クーリングオフすると記したメールを業者へ送ったところ 業者は(手続きに時間がかかるが)承諾する旨返信してきた 4件

### サイト業者の対応



# (参考2)

出会い系サイトにおけるクレジットカード決済で利用されている決済代行業者に関する実態調査

# 調査内容と調査対象

## 調査内容

- ▶決済代行業者を経由した出会いサイトにおけるインターネット取引において、 広告サイトから購入申込みまでの一連の流れの実態を調査。
- ▶出会い系サイトの特性にかんがみ、主に携帯電話からアクセスを行った。

## 調査対象

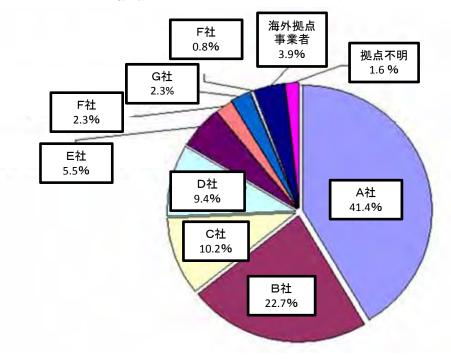
- ▶(財)日本産業協会において、同協会モニター機受信分と、消費者から同協会に情報提供されたメールをURLドメインで名寄せし、それらの中から、迷惑メールを一方的に送りつけており、特商法違反の恐れがあるものの中から、出会い系サイトにつき、決済代行に関する表示について確認を行った(調査総数サイト270サイト、2010年11月22日~12月3日に実施)。
- ▶そのうち、通常の広告サイト(仮登録前)、商取引が行われる会員サイト(仮登録後)、決済代行業者のページ(ドメイン移動)も含めた一連の追跡が可能な100サイトにつき、クレジット決済(購入)直前までの確認を行った。

# 調査結果(1)

## 介在している決済代行業者について

- ▶出会い系100サイトから接続される決済代行業者は13社有り、うち、27サイトでは、複数の決済代行業者名の記載があった。そのため、決済代行業者を介在するクレジット決済が当該100サイトで合計128確認された。これらのうち、決済代行業者を介在しないクレジット決済は確認されなかった。
- ▶確認できた決済代行業者13社のうち8社は日本国内に拠点のある株式会社。国内拠点が確認できず海外拠点が確認できたのは3社(5件)であり、全体件数(128件)の3.9%であった。

く出会い系100サイトから接続される国内決済代行業者のシェア及び海外拠点事業者の割合>



# 調査結果(2)

## 表示されている情報について

- ▶消費者が、出会い系サイトの広告サイトからクレジット決済(購入)直前までの一連の流れにおいて、全てのサイトで決済代行業者名(128件)は確認できた。
- ▶決済代行業者の連絡先まで記載があったのは122件(95.8 %)で、電話番号がサイトに表示されていた(連絡先は全て国内であり、国際電話の表示はなし)。
- ▶ドル決済やそれに伴う価格変動についてまで記載されていたのは107件(83.6%)であった。

<消費者がクレジット決済(購入)を行うまでの一連の流れ(広告サイト、会員サイト、決済ページ)における表示> (100サイト128決済代行業者)

	消費者がクレジット決済(購入)するまでに 見られる表示
① 決済代行業者名	128
② 決済代行業者の連絡先	122
③ドル決済又は為替変動	107

※広告サイト: 仮登録前のトップページ・規約・特定商取引法のページ等

※会員サイト: 仮登録後、商取引が行われる会員サイト

※決済ページ:クレジット決済を選択した際に表示される決済直前までの画面を指し、決済代行業者のサイト(ドメイン移動)も含まれる。

# (参考3)

決済代行業者の種類について

### 「決済代行業」について

▶「決済代行業」とは、一般的に、販売店に代わってクレジットカード加盟店としての業務(加盟店申請、システム運営、売上管理など)を代行することである。

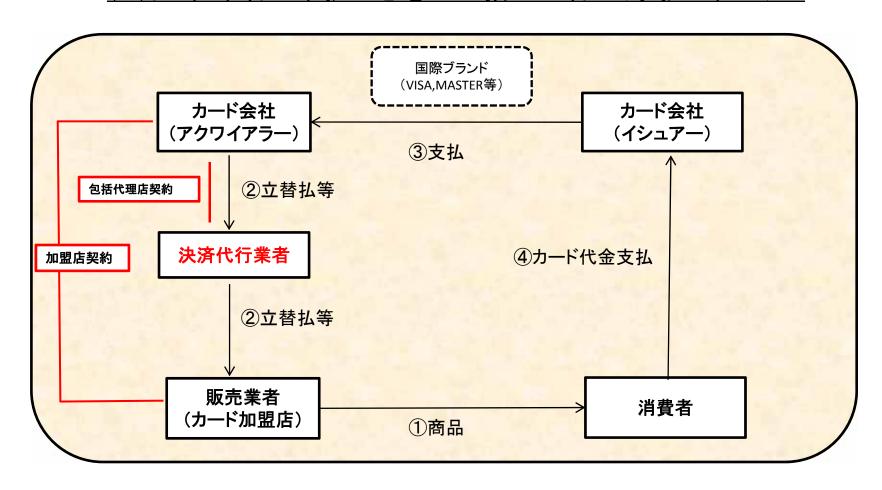
### 「決済代行業」の意義

- ▶販売店がクレジットカード決済等を導入する際に、カード会社との加盟店契約を締結しなければならないが、
  - ・カード会社の加盟店審査は煩雑(事業内容や取り扱い商材の審査、クレジットカード端末機の設置申込み等)であること
  - ・消費者のカード情報などの個人情報を適切に管理することが求められること など、販売店にとってこれらのことを自前でやることは大変な負担である。
- ▶そこで、すでにカード会社と加盟店契約を締結している決済代行業者を利用し、加盟店申請や顧客の個人情報管理などを代行してもらうことで、販売店は低コスト、低リスクでクレジットカード決済等を導入することが可能となる。

### 「決済代行業」者の種類

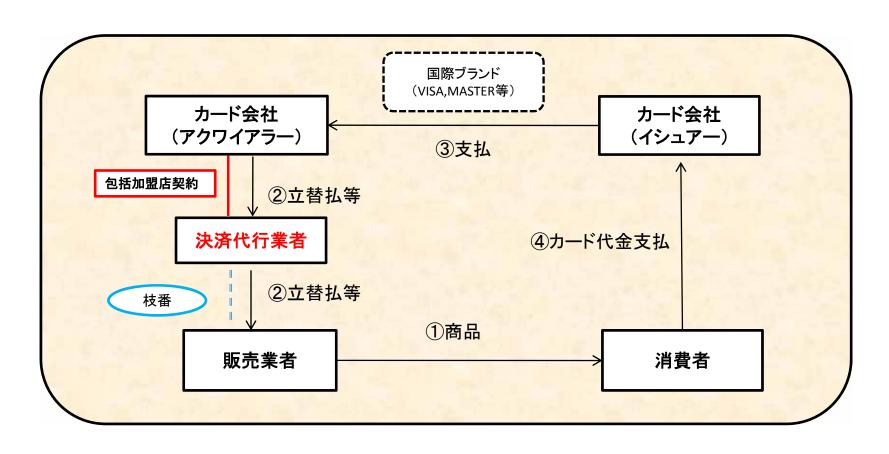
- ①包括代理店型(事務代行型)
  - 決済代行業者自らが国内カード会社の加盟店となるが、販売店にも個別にカード会社との加盟店契約を締結させる形態。消費者の個人情報の管理や請求書の発行など、事務代行を主とする。
- ②包括加盟店型 決済代行業者自らが国内カード会社の加盟店となり、販売店は決済代行業者の枝番(子番)となる形態。
- ③海外アクワイアラー型 決済代行業者の現地法人(外国子会社)が海外カード会社(海外アクワイアラー)の加盟店となり、販売店が決済 代行業者の枝番(子番)となる形態。

## 決済代行業者の業務形態①~包括代理店型(事務代行型)~



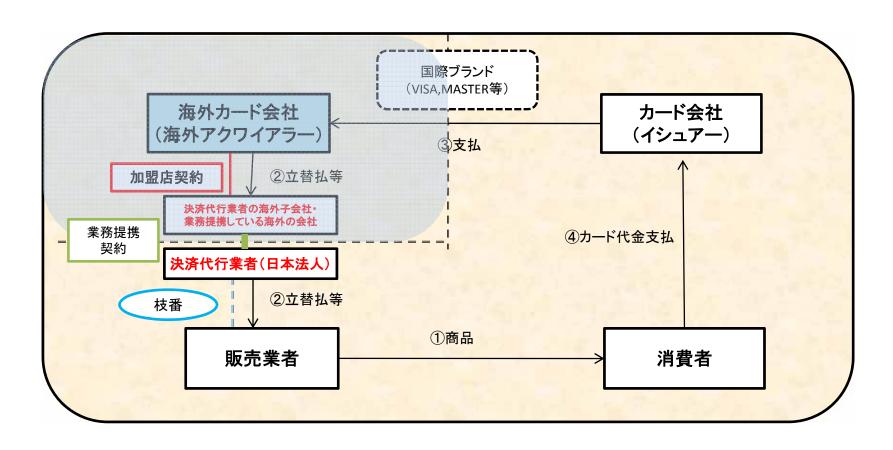
- ○販売業者のクレジットカード加盟店としての業務(加盟店申請、システム運営、売上管理)を代行。包括代理店が個別加盟店の請求をまとめ、大口化することで、カード決済手数料を節約するとともに、決済関係コストを節約できる。
- 〇販売店(加盟店)の業務の適正はカード会社が管理。
- 〇カード請求明細書上、請求元の名称は「販売業者名」となる。

## 決済代行業者の業務形態②~包括加盟店型



- 〇決済代行会社がクレジットカード加盟店となり、販売店は決済代行業者の個別店舗(枝番)と同様の位置付けとなる。販売業者はカード会社の加盟店となっていない。
- ○我が国においては、「枝番」は消費者トラブルに関する責任が不明確となるおそれがあることを踏まえて、 原則禁止。このため、国内のカード会社(アクワイアラー)は、決済代行業者を通じて自らが直接枝番の審査・ 管理を行っている。
- 〇カード請求明細書上、請求元の名称は「決済代行業者名」または「販売業者名」となる。

## 決済代行業者の業務形態③~海外アクワイアラー型



- 〇決済代行会社(日本法人)の海外子会社や決済代行業者(日本法人)と業務提携をしている海外の会社が海外アクワイアラーの加盟店となり、販売業者は決済代行業者(日本法人)の枝番となる。販売業者は海外アクワイアラーの加盟店となっていない。
- 〇カード請求明細書上、請求元の名称は「決済代行業者の海外子会社名」または「決済代行業者(日本法人)名」 となる。

# (参考4)

# 実際に消費者トラブルが発生している 出会い系サイトの一例

# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~勧誘メールその1~

#### SNSサイトにおいて、芸能人マネージャーを名乗る者から消費者のSNSサイトメールに突然送られてくるメール

実は私、仕事が芸能関係で、某男性タレントのマネージャーやってるんです。

今メッセさせてもらったのはタレント本人の希望でどうしてもお話したいと・・。もし宜しければ少しお時間いただけませんか?

本人は最近まではテレビや取材、雑誌の特集などで忙しく、私から見ても精神的に疲れているようで・・。お恥ずかしい話、私では彼をケアできなくて・・ここまで心を閉ざすのは初めてなんです。

急なお願いになりますが彼を助けてあげてはくれませんか?実は本人と一緒に友達のところとか見ていたら、何か感じるところがあったらしく、メールしてくれないか、と言われました。ニックネームにも何か惹かれるものがあったようです。

私はマネージャーとしてどうにか彼を支えたいと思い、事務所に内緒で彼の要望に応えてあげようと思ったのですが、結局は事務所にばれてしまいました。 当然のことですが、本人がネット上で一般の方に連絡をするようなことは固く禁じられています。

#### $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ , ne. jp

ここにメールしてもらってもいいですか?本人と連絡が取れるように致します。

わたしのこの●●●は事務所から見られてしまうので、今送っているこのメッセの履歴とかを見られる前に退会してしまいます。

そうするともうこの●●●●で連絡を取ることが出来なくなってしまうため、メッセでお返事いただいても私からお返事は返せませんし本人の名前を記録に 残るメッセで送ることも出来ないのです。

(名前をネット上で公表したりしてしまった日にはあっさりクビになっちゃいます><

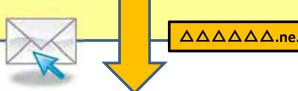
・・・もちろんこれは私と本人からの一方的なお願いになりますので、いろいろなご事情で彼と連絡をとって頂くことがご無理であれば仕方ありません。このままメッセージを削除いただければこちらから二度とメッセージを送ることもありませんし、連絡等一切行いません。

でも、来てくれることを待っています。彼を助けてあげてください。

それでは私はこれで●●●●を退会いたします。

友達にしていただいたのは本当に嬉しかったです。メールを頂くことがご無理であればこれでお別れになってしまいますが、またお会いできる機会があれば幸いです。

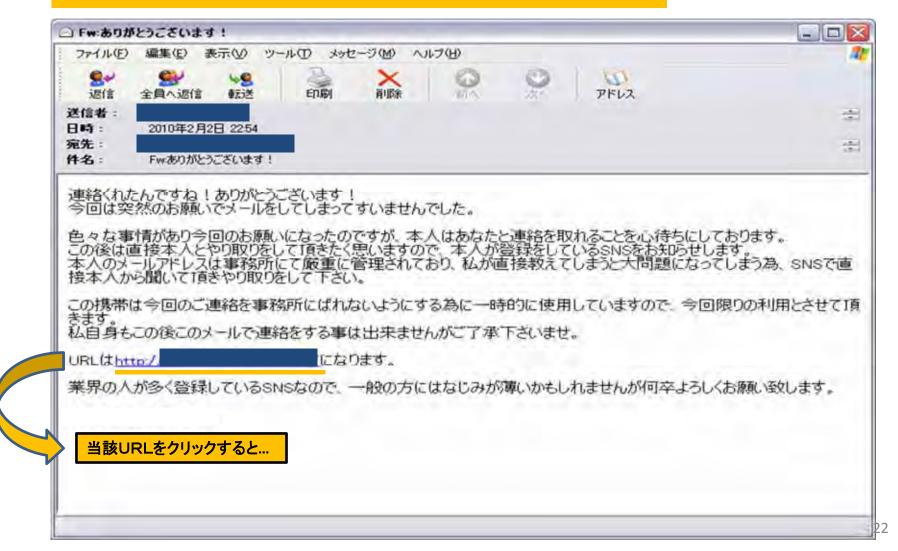
それでは



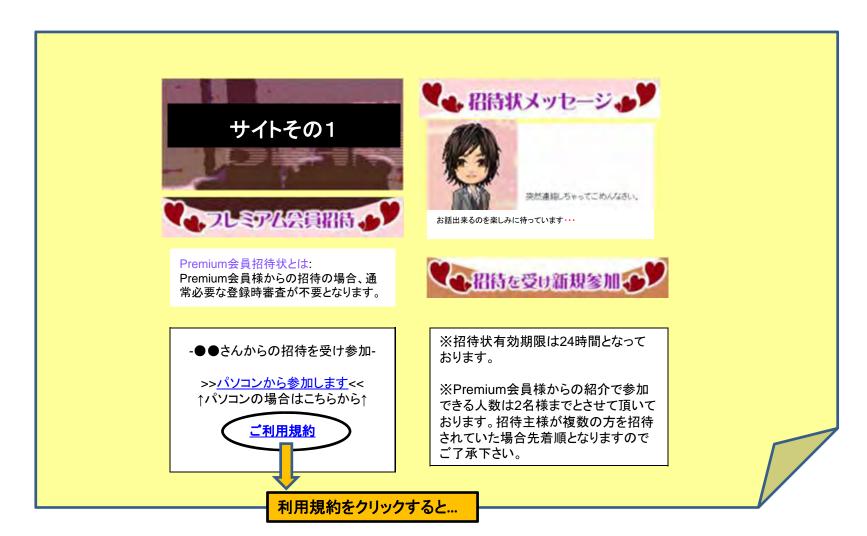
△△△△△.ne.jpにメールを送ると...

# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~勧誘メールその2~

芸能人マネージャーを名乗る者から以下のメールが消費者の個人メールアドレスに届く



# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~誘導されるサイトその1~



# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~利用規約①~

#### • 利用規約

第1条「●●●●」(以下、弊社)は、利用規約を定め、本サービスを提供させていただきます。

第2条 当サイトは20歳未満の利用を禁止いたします。

第3条 定期的に会員に対して送信されるキャンペーン情報、新着情報などのメルマガは会員向けに送信されるサービスであり、会員は登録を以ってメルマガを請求した事となります。サイト内にはバナー等の広告を掲示しております。広告先の利用については会員の責任において行うものとします。尚、会員へ広告メール等が配信される事がありますが、会員はこれを承諾します。また、そのことに関して携帯電話通信料等が発生した場合も本サービスはそれを支払う義務を負いません。当サイトはスポンサーからの広告費によって完全無料で運営をしていますので、当サイトに登録をすると提携サイト(

こととなる。

また、提携サイトをクリックすると...

第4条 以下の投稿は禁止します。管理人が発見しだい、掲示内容、登録を抹消することがあります。

- 登録者や第三者を誹謗中傷、又は侮辱したり、名誉を傷つけたりする内容。
- ・登録者や第三者のプライバシーを侵害する内容。

※他人の電話番号、メールアドレスを偽って書き込みをされたと訴えがあった場合、情報の一部を開示し、ご当人同士、お話し合いで解決して頂くことがあります。

- ・公序良俗に反する投稿、又は閲覧者が不快に思うような内容。
- ・電話番号、メールアドレス、住所等の個人情報の書き込み、営利目的、ねずみ講などの宣伝。

第5条 本サービスを利用しなんらかの損害や事故があったとしても、弊社は一切の責任を負いません。

第6条 当サイトはメールサービスの提供ですので、お相手が必ず見つかる事を保証するものでは有りません。

第7条 本サービスは入会金、月会費、サービス利用料等一切かかりません。

第8条 ムービーを見るには、「QuickTime」が必要になります。必ずインストールしてから、ご覧ください。

なお、PCの設定等のご質問は受けておりませんので、ご了承ください。

第9条 弊社は登録者の情報を、第三者に不正に開示、提供することはありません。

第10条 弊社は当サイトの登録会員に対し、自由に案内メールを送ることができるものとします。また会員は登録をもって、サービスを請求した事となります。

第11条 会員は当サイトを退会するにあたり、退会の理由を添えて事務局まで連絡する必要があります。連絡の方法は、ログイン後メニューのお問い合わせ欄より退会の旨をお伝え下さい。退会が完了するまでには7日程度かかりますがご了承下さい。

第12条 サービスの如何を問わずサービスを停止する場合があります。

第13条 <u>当サイトは、会員による提携サービスの利用の為、会員が利用登録した全ての情報、即ちプロフィール情報、登録情報、及びその他会員が入力した情報全てを、コンピューターを用いたデータの複写により提携会社等に開示できるものとします。また、会員は当社がこれらの登録情報を提携会社等に開示する事に同意したものとみなします。尚、提携会社等に開示された個人情報は、その後、当該提携会社等の責任の下で管理されるものとし、当社は一切関与しません。</u>

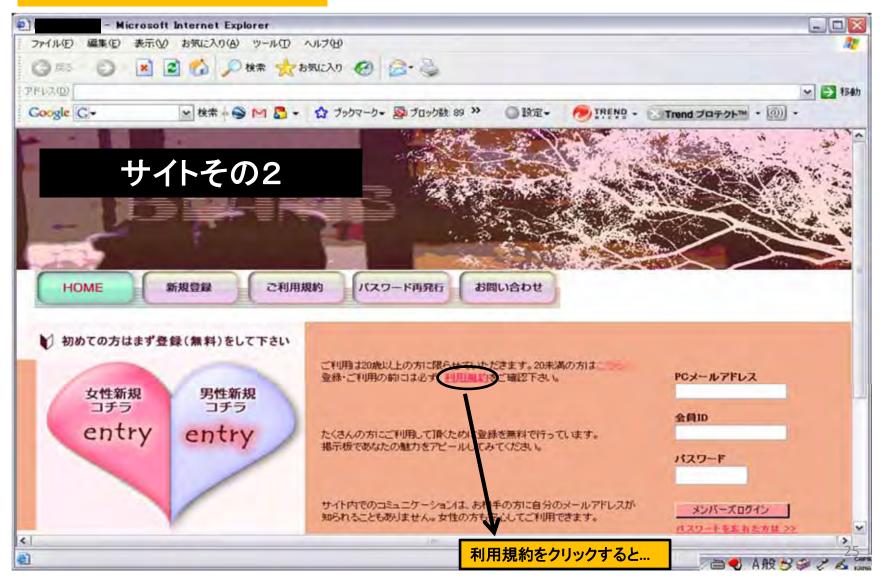
第14条 本サービスを利用し何らかの犯罪行為があった場合、関係機関への報告を行うものとします。

#### 無料登録

戻る

# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~ 勧誘されるサイトその2~

#### サイトその1と似通ったサイトに誘導される



# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~利用規約その2~

#### 【第1条】目的

本規約は、「▲▲▲▲▲」(以下、当社)が運営する電子メールを利用した会員制情報配信サービス(以下、本サービス)を、第3条に定める会員 (以下、会員)が利用する事について定めたものです。

#### 【第10条】会員の利用範囲と有料会員

- 1. 当サイトは、無料で会員になることが出来ます。また、当サイトが提供するサービスの内基本サービスの利用が出来ます。
- 2. 基本サービスは、自身のプロフィールの設定・変更、掲示板の閲覧、登録と同一時期の掲示板への書き込み(1度のみ)になります。会員はこれらを無料で利用する事が出来ます。
- 3. 当サイトは会員に対し、登録を完了した時点で150Pのお試しポイントを無料で付与します。このお試しポイントは、当サイトが提供する付加サービスを利用する為に消費をする事が出来ます。
- 4. 当サイトの付加サービスを利用する際の消費ポイントは、他の会員様にメールを送信する場合には1回30P、個人情報送信(メールアドレス、電話番号)1回300P、届いたメールの内容を確認するには20P、写真閲覧は1回50P、相手のプロフィールを閲覧するには20P、掲示板への書き込みをするには10Pを消費致します。この消費するポイント量は、キャンペーン等により変動する場合も御座います。
- 5. 会員は、お試しポイント分以上の付加サービスを利用をする場合に、先払い有料会員・後払い有料会員の登録をする事が出来ます。
- 6. 先払い有料会員登録の場合には、ポイント購入方法の内容を確認の上ポイントをご購入下さい。1ポイント10円になり、まとめて購入頂いた場合に はサービスポイントが付与されます。自動的に先払いでの有料会員登録が完了致します。この場合、事前に購入頂いたポイントの分だけ付加 サービスがご利用頂けます。
- 7.後払い有料会員とは、付加サービスの利用をする為にポイントを消費するにあたり、その消費したポイント分をご利用後に清算をすることが出来る会員体系になります。後払い有料会員登録の場合には、本規約を再度表示し後払いでの有料会員登録の確認の画面が表示されますので、内容を確認の上後払い会員登録確認を行ってください。また、この後払い会員登録画面には、会員登録後の無料お試しポイントで付加サービスを利用され、無料お試しポイントでは消費するポイントが足りない場合にも表示がされますので、希望する場合には後払い有料会員登録が可能です。
- 8. 有料会員登録が完了すると、それ以降はポイントを購入し消費をすることにより全ての付加サービスが利用出来ます。後払い有料会員登録の場合には、事前にポイントを購入していない状態でも一定額までのポイント消費を行う事が可能です。
- 9.後払い有料会員は、その後払いで消費をしたポイント利用料金を支払う義務を負うものとします。ポイントは1P=10円になります。内容はWEBサイトで掲示するか、もしくは電子メール等、それらに準ずる弊社が適当と判断する、その他の方法により、会員に告知するものとします。後払いで消費をしたポイント料金の精算は、料金発生日の翌金融機関営業日にお支払い下さい。ただし、利用限度額まで達した場合は即日お支払い下さい。尚、利用限度額は入金実績により変動します。初回は5000円までです。利用限度額に達した場合に付加サービスを利用されようとした場合、お支払い方法案内画面が表示されます。期限内にお支払い頂けない場合、年率14.5%での延滞料金を加算させて頂く場合が御座います。
- 10.後払い有料会員登録を解除したい場合には、その旨を申し出ることにより解除をすることが出来るものとします。
- 11. 有料会員としてご利用頂いた料金は、メールサービスの提供、という情報サービスの提供形態 (ご利用されると同時にその役務の提供を完了している状態) の為、返還等は一切行っておりません。また、有料会員としてポイントの購入を行った後にその消費を行っていない場合においても、返還等は一切行っておりません。

# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~利用規約その3~

#### 【第12条】運営側の免責事項

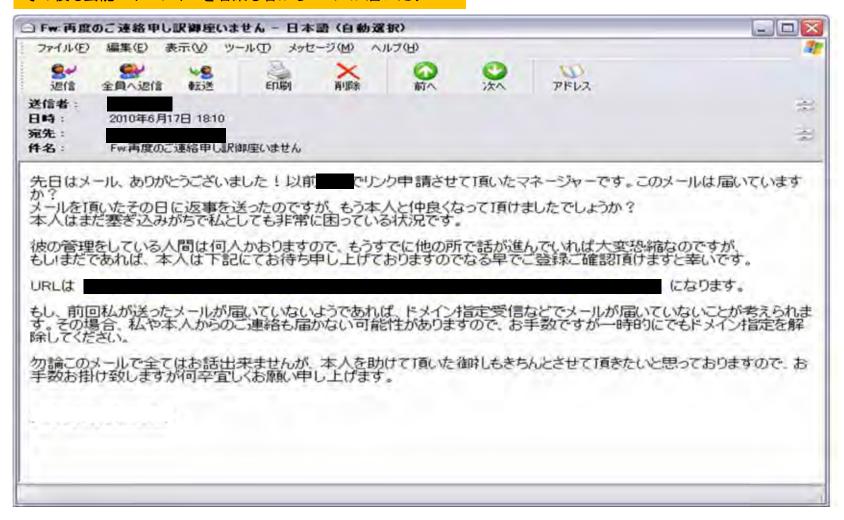
- 1. 弊社は、当サイトサービスにおいて提供する情報等の正確性または特定の目的への適合性等について、一切責任を負わないものとします
- 2. 当サイトを通じて提供される情報に関し、会員と他の会員、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、弊社は一切責任を負わず、また会員は弊社に損害を与えないものとします
- 3. 弊社は、本サービスの利用により発生した会員の損害(他の会員または第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含み)、及び本サービスを利用できなかった事により発生した会員または第三者の損害に対し、一切責任を負わないものとします。
- 4. 当サイトへの接続環境整備の為の助言・サポート行為を行う責任はないものとします。
- 5. 会員規約をお読みいただかなかった事によりお客様に不利益が生じても弊社は一切責任を負わないものとします。
- 6. 本サービスは異性との出会いを保証するものではありません。よって弊社は一切責任を負わないものとします。
- 7. 前項の他、本サービスは本件情報の真実性、情報としての価値及び第三者の権利を侵害していない事を保証するものではありません。
- 8. 本サービスは電子メールを利用した会員制情報配信サービスであり、エンターテイメントメールサービスになっております。メールでの情報 受信・送信を行う事は出来ますが、その他の行為(他の会員または第三者と直接対面する事等を含む)を保証はしておりませんのでご注意下 さい。
- 9<u>. 当サイトにおけるメール内容はフィクションであり、メールでのコミュニケーションを楽しむものです。異性もしくは同性との出会いを斡旋及び保証するものではありません。所謂ネカマ等を判別する術も持ちません。</u>ご利用に際しては、すべてお客様の自己責任にてご利用ください。 ■

メールの内容がフィクションであることが明示されている

※下線は事務局が付したもの

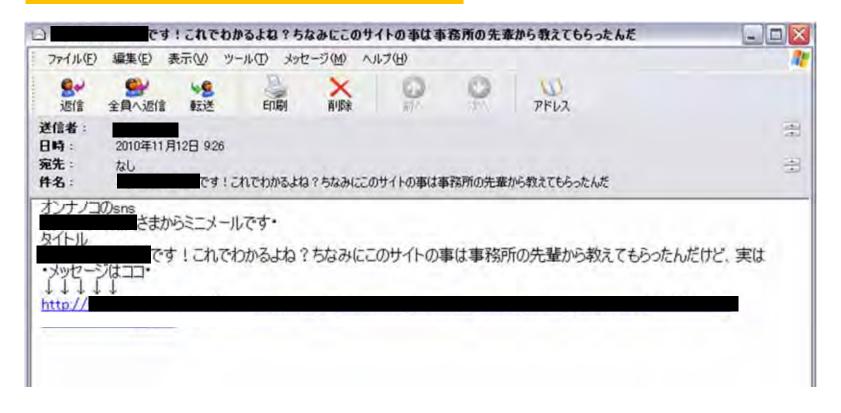
# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~勧誘メールその3~

その後も芸能マネージャーを名乗る者からメールが届いたり...

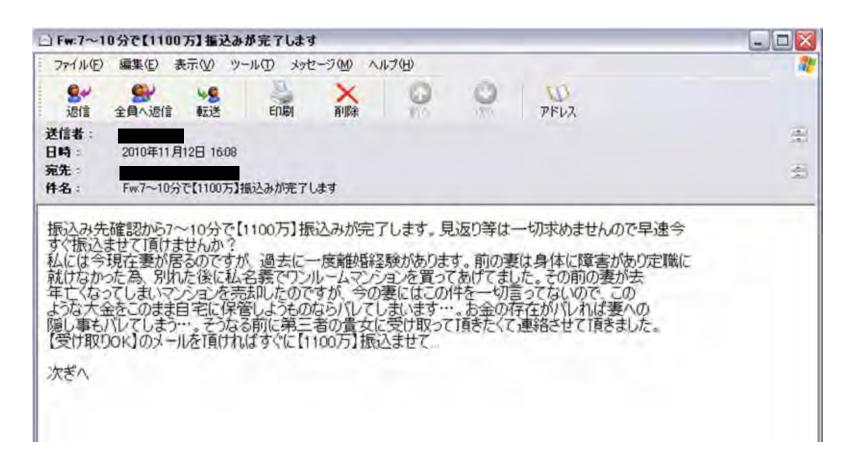


# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~勧誘メールその4~

#### 登録した覚えのないサイトからの勧誘メールが次々と届く



# 実際に消費者トラブルが発生している出会い系サイトの一例 ~勧誘メールその5~



また、SNSサイトからの勧誘メールのほかにも、**占いサイト**に登録することで複数の出会い系サイトに登録され、このような勧誘メールが送られるケースも見られる。